○経済産業省告示第百三十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月十四日

経済産業大臣　海江田万里

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
株式会社ガス検中部	静岡県静岡市駿河区中島一番地の一	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第七十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	平成二十三年五月一日
		一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第八十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（空気、酸素、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、アルゴン、ヘリウム、メタン、アセチレン、水素、アンモニア、天然ガス（製造施設に係る製造設備が液化天然ガスタンク及び特定圧縮水素スタンドである製造施設を除く。）であって、圧力四十メガパスカル以下のものに限る。）		
		コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十五号）第三十条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（空気、酸素、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、アルゴン、ヘリウム、メタン、アセチレン、水素、アンモニア、天然ガス（製造施設に係る製造設備が液化天然ガスタンク及び特定圧縮水素スタンドである製造施設を除く。）であって、圧力四十メガパスカル以下のものに限る。）		

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
広島ガスサービス株式会社	広島県広島市南区皆実町一丁目十番十八号	広島ガスサービス株式会社広島県広島市南区皆実町一丁目十番十八号	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第七十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十三年三月三十一日
株式会社ガス検中部	静岡県静岡市駿河区中島一番地の一	静岡事業所静岡県静岡市駿河区中野新田七百二十三番地二百六十五 春日井事業所愛知県春日井市東野新町一丁目八番十二	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第七十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第八十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（空気、酸素、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、アルゴン、ヘリウム、メタン、アセチレン、水素、アンモニア、天然ガス（製造施設に係る製造設備が液化天然ガスタンク及び特定圧縮水素スタンドである製造施設を除く。）であって、圧力四十メガパスカル以下のものに限る。） コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十五号）第三十条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（空気、酸素、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、アルゴン、ヘリウム、メタン、アセチレン、水素、アンモニア、天然ガス（製造施設に係る製造設備が液化天然ガスタンク及び特定圧縮水素スタンドである製造施設を除く。）であって、圧力四十メガパスカル以下のものに限る。）	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第七十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第八十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十八号）第七十二条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	平成二十三年五月二日